

新潟県児童福祉法施行細則及び新潟県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第30号

新潟県児童福祉法施行細則及び新潟県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

(新潟県児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 新潟県児童福祉法施行細則(平成18年新潟県規則第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(親族里親の認定の申請)</p> <p>第7条 法第6条の4第3号の規定による認定を受けようとする者(以下「親族里親の希望者」という。)は、居住地を管轄する児童相談所長を経て知事に、別記第6号様式による申請書を提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 親族里親の希望者及びその同居人の履歴書(別記第7号様式)</p> <p>(2) 親族里親の希望者の居住する家屋の平面図</p> <p>(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">(養育里親、専門里親又は養子縁組里親の登録の申請)</p> <p>第7条の2 省令第36条の41第1項、第2項又は第3項の申請書の様式は、別記第6号様式とする。</p> <p>2 省令第36条の41第4項第1号又は第6項第1号の履歴書の様式は、別記第7号様式とする。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(養育里親又は養子縁組里親の死亡等の届出)</p> <p>第7条の3 省令第36条の43第1項の規定による届出は、別記第7号様式の2による<u>養育里親・養子縁組里親死亡等届</u>を居住地を管轄する児童相談所長を経て知事に提出して行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(養育里親名簿又は養子縁組里親名簿の登録事項の変更の届出)</p> <p>第7条の4 省令第36条の43第2項の規定による届出は、別記第8号様式による<u>養育里親名簿・養子縁組里親名簿登録事項変更届</u>を居住地を管轄する</p>	<p style="text-align: center;">(養子縁組里親又は親族里親の認定の申請)</p> <p>第7条 法第6条の4第1項の規定による認定を受けようとする者(以下「<u>養子縁組里親又は親族里親</u>の希望者」という。)は、居住地を管轄する児童相談所長を経て知事に、別記第6号様式による申請書を提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) <u>養子縁組里親又は親族里親</u>の希望者及びその同居人の履歴書(別記第7号様式)</p> <p>(2) <u>養子縁組里親又は親族里親</u>の希望者の居住する家屋の平面図</p> <p>(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">(養育里親又は専門里親の登録の申請)</p> <p>第7条の2 省令第36条の41第1項又は第2項の申請書の様式は、別記第6号様式とする。</p> <p>2 省令第36条の41第3項第1号の履歴書の様式は、別記第7号様式とする。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(養育里親の死亡等の届出)</p> <p>第7条の3 省令第36条の43第1項の規定による届出は、別記第7号様式の2による<u>養育里親死亡等届</u>を居住地を管轄する児童相談所長を経て知事に提出して行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(養育里親名簿の登録事項の変更の届出)</p> <p>第7条の4 省令第36条の43第2項の規定による届出は、別記第8号様式による<u>養育里親名簿登録事項変更届</u>を居住地を管轄する児童相談所長を経て</p>

児童相談所長を経て知事に提出して行わなければならない。

(養育里親名簿又は養子縁組里親名簿の登録の消除の申出)

第8条 省令第36条の44第1項第1号に規定する登録の消除の申出は、別記第9号様式による養育里親名簿・養子縁組里親名簿登録消除申出書を居住地を管轄する児童相談所長を経て知事に提出して行わなければならない。

(養育里親名簿又は養子縁組里親名簿の登録の更新の申請)

第9条 省令第36条の46第1項又は第3項の規定による登録の更新の申請は、別記第10号様式による養育里親名簿・養子縁組里親名簿登録更新申請書を居住地を管轄する児童相談所長を経て知事に提出して行わなければならない。

(指定障害児通所支援事業者等の指定等の申請)

第11条の6 省令第18条の27、第18条の28、第18条の29、第18条の29の2、第18条の30及び第25条の21に規定する申請書の様式は、別記第14号様式の6とする。

第6号様式 (第7条、第7条の2関係)
里親認定(登録)申請書

(略)	
下記のとおり里親の認定(登録)を受けたいので、新潟県児童福祉法施行細則第7条第1項(児童福祉法施行規則第36条の41第1項・児童福祉法施行規則第36条の41第2項・ <u>児童福祉法施行規則第36条の41第3項</u>)の規定により、関係書類を添えて申請します。	
(略)	
(略)	
専門里親研修の修了年月日又は修了見込年月日	年 月 日
養子縁組里親研修の修了年月日又は修了見込年月日	年 月 日
(略)	

注 1 (略)

2 「親族里親」は、児童福祉法施行規則第1条の39に掲げる者であって、児童福祉法

知事に提出して行わなければならない。

(養育里親名簿の登録の消除の申出)

第8条 省令第36条の44第1項第1号に規定する登録の消除の申出は、別記第9号様式による養育里親名簿登録消除申出書を居住地を管轄する児童相談所長を経て知事に提出して行わなければならない。

(養育里親名簿の登録の更新の申請)

第9条 省令第36条の46第1項の規定による登録の更新の申請は、別記第10号様式による養育里親名簿登録更新申請書を居住地を管轄する児童相談所長を経て知事に提出して行わなければならない。

(指定障害児通所支援事業者等の指定等の申請)

第11条の6 省令第18条の27、第18条の28、第18条の29、第18条の30及び第25条の21に規定する申請書の様式は、別記第14号様式の6とする。

第6号様式 (第7条、第7条の2関係)
里親認定(登録)申請書

(略)	
下記のとおり里親の認定(登録)を受けたいので、新潟県児童福祉法施行細則第7条第1項(児童福祉法施行規則第36条の41第1項・児童福祉法施行規則第36条の41第2項)の規定により、関係書類を添えて申請します。	
(略)	
(略)	
専門里親研修の修了年月日又は修了見込年月日	年 月 日
(略)	

注 1 (略)

2 「養子縁組里親」は、児童福祉法施行規則第1条の33第2項第1号に掲げる者であって、児童福祉法第6条の4第1項の規定による認定を受けた者です。

3 「親族里親」は、児童福祉法施行規則第1条の33第2項第2号に掲げる者であって、

第6条の4第3号の規定による認定を受けた者です。

3 (略)

4 (略)

5 「養子縁組里親研修の修了年月日又は修了見込年月日」欄は、養子縁組里親の登録を申請する場合に記入してください。

6 (略)

添付書類

1～5 (略)

6 養子縁組里親の登録を申請する場合は、養子縁組里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類及び児童福祉法第34条の20第1項各号のいずれにも該当しない者であることを証する書類

第7号様式の2 (第7条の3関係)

養育里親・養子縁組里親死亡等届

(略)

里親との関係

(略)

登録番号	養育里親	養子縁組里親
登録年月日	養育里親 年 月 日	養子縁組里親 年 月 日
(略)		
届出事項	1 (略) 2 <u>養子縁組里親の死亡</u> 3 (略) 4 (略) 5 (略)	

(略)

第8号様式 (第7条の4関係)

養育里親名簿・養子縁組里親名簿登録事項変更届

(略)

下記のとおり里親の登録を受けた事項を変更したので、児童福祉法施行規則第36条の43第2項の規定により、届け出ます。

記

登録番号	養育里親	養子縁組里親
登録年月日	養育里親 年 月 日	養子縁組里親 年 月 日
(略)		

(略)

第9号様式 (第8条関係)

養育里親名簿・養子縁組里親名簿登録消除申出書

(略)

児童福祉法第6条の4第1項の規定による認定を受けた者です。

4 (略)

5 (略)

6 (略)

添付書類

1～5 (略)

第7号様式の2 (第7条の3関係)

養育里親死亡等届

(略)

養育里親との関係

(略)

登録番号	
登録年月日	年 月 日
(略)	
届出事項	1 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略)

(略)

第8号様式 (第7条の4関係)

養育里親名簿登録事項変更届

(略)

下記のとおり養育里親の登録を受けた事項を変更したので、児童福祉法施行規則第36条の43第2項の規定により、届け出ます。

記

登録番号	
登録年月日	年 月 日
(略)	

(略)

第9号様式 (第8条関係)

養育里親名簿登録消除申出書

(略)

里 親

(略)

下記のとおり里親の登録を削除したいので、児童福祉法施行規則第36条の44第1項第1号の規定により、申し出ます。

記

里親の種類	養育里親	養子縁組里親
登録年月日	養育里親 年 月 日	養子縁組里親 年 月 日
登録番号	養育里親	養子縁組里親

(略)

注 1 「里親の種類」欄は、該当するものを○で囲んでください。

2 申請者が氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第10号様式（第9条関係）

養育里親名簿・養子縁組里親名簿登録更新申請書

(略)

里 親

(略)

下記のとおり登録の更新を受けたいので、児童福祉法施行規則第36条の46第1項又は第3項の規定により、申請します。

記

里親の種類	養育里親	専門里親	養子縁組里親
登録年月日	養育里親 年 月 日		養子縁組里親 年 月 日
登録番号	養育里親		養子縁組里親
更新研修の修了年月日又は修了見込年月日	養育里親 年 月 日		養子縁組里親 年 月 日

(略)

第14号様式の9（第11条の8関係）

再開・廃止・休止届

(略)

注 1 事業の再開に係る届出にあつては、当該事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。

2 事業の廃止又は休止に係る届出にあつては、現に当該指定通所支援を受けている者及びその保護者の氏名、連絡先、受給者証

養育里親

(略)

下記のとおり養育里親の登録を削除したいので、児童福祉法施行規則第36条の44第1項第1号の規定により、申し出ます。

記

登録年月日	年 月 日
登録番号	

(略)

注 申請者が氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第10号様式（第9条関係）

養育里親名簿登録更新申請書

(略)

養育里親

(略)

下記のとおり登録の更新を受けたいので、児童福祉法施行規則第36条の46第1項の規定により、申請します。

記

里親の種類	養育里親	専門里親
登録年月日	年 月 日	
登録番号		
更新研修の修了年月日又は修了見込年月日	年 月 日	

(略)

第14号様式の9（第11条の8関係）

再開・廃止・休止届

(略)

番号及び引き続き当該指定通所支援に相当する支援の提供を希望する旨の申出の有無（有の場合は、引き続き当該指定通所支援に相当する支援の提供を希望する者に対し、必要な障害児通所支援を継続的に提供する他の指定障害児通所支援事業者の名称）を記載した書類を添付してください。

第14号様式の10（第11条の9関係）

指定辞退届

（略）

注 1・2 （略）

3 現に当該障害児入所支援を受けている者及びその保護者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該障害児入所支援に相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無（有の場合は、引き続き当該障害児入所支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害児入所支援を継続的に提供する他の指定障害児入所施設等の名称）を記載した書類を添付してください。

第15号様式（第12条関係）

保護児童死亡届

（略）

下記のとおり措置のあった児童が死亡したので、児童福祉法施行規則第27条第1号（第32条）の規定により、届け出ます。

（略）

第16号様式（第12条関係）

保護状況届

（略）

下記のとおり、児童福祉法施行規則第27条第2号（第32条）の規定により、届け出ます。

（略）

第17号様式（第12条関係）

在所期間延長届

（略）

下記のとおり、児童福祉法施行規則第27条第3号（第32条）の規定により、届け出ます。

（略）

第14号様式の10（第11条の9関係）

指定辞退届

（略）

注 1・2 （略）

第15号様式（第12条関係）

保護児童死亡届

（略）

下記のとおり措置のあった児童が死亡したので、児童福祉法施行規則第27条第1号（第32条・第51条の2）の規定により、届け出ます。

（略）

第16号様式（第12条関係）

保護状況届

（略）

下記のとおり、児童福祉法施行規則第27条第2号（第32条・第51条の2）の規定により、届け出ます。

（略）

第17号様式（第12条関係）

在所期間延長届

（略）

下記のとおり、児童福祉法施行規則第27条第3号（第32条・第51条の2）の規定により、届け出ます。

（略）

（新潟県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正）

第2条 新潟県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年新潟県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部

分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前												
<p>第3号様式（第3条関係） 再開・廃止・休止届出書 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>現に指定障害福祉サービス(指定地域相談支援)を受けている者に対する措置</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table> <p><u>注 1 事業の再開に係る届出にあつては、当該事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。</u></p> <p><u>2 事業の廃止又は休止に係る届出にあつては、現に当該指定障害福祉サービス(指定地域相談支援)を受けている者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該指定障害福祉サービス(指定地域相談支援)に相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無(有の場合は、引き続き当該指定障害福祉サービス(指定地域相談支援)に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービス(地域相談支援)を継続的に提供する他の指定障害福祉サービス事業者(指定一般相談支援事業者)の名称)を記載した書類を添付してください。</u></p> <p>第3号様式の2（第3条の2関係） 指定辞退届出書 (略)</p> <p><u>注 1 指定を辞退する日の3月前までに届け出てください。</u></p> <p><u>2 現に当該施設障害福祉サービスを受けている者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該施設障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無(有の場合は、引き続き当該施設障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な施設障害福祉サービスを継続的に提供する他の指定障害者支援施設等の名称)を記載した書類を添付してください。</u></p>	(略)		現に指定障害福祉サービス(指定地域相談支援)を受けている者に対する措置		(略)		<p>第3号様式（第3条関係） 再開・廃止・休止届出書 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>現に指定障害福祉サービス(指定地域相談支援)を受けていた者に対する措置</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table> <p><u>注 事業の再開に係る届出にあつては、当該事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。</u></p> <p>第3号様式の2（第3条の2関係） 指定辞退届出書 (略)</p> <p><u>注 指定を辞退する日の3月前までに届け出てく</u></p>	(略)		現に指定障害福祉サービス(指定地域相談支援)を受けていた者に対する措置		(略)	
(略)													
現に指定障害福祉サービス(指定地域相談支援)を受けている者に対する措置													
(略)													
(略)													
現に指定障害福祉サービス(指定地域相談支援)を受けていた者に対する措置													
(略)													

ださい。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。